

▲アクセスデータ通信サービス契約約款 (平成13年経企 第181号)

実施 平成13年 4 月27日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第2条の2 約款の公表	4
第3条 用語の定義	4
第2章 アクセスデータ通信サービスの提供区間等	5
第4条 アクセスデータ通信サービスの提供区間等	5
第3章 契約	5
第5条 アクセスデータ通信サービスの品目	5
第6条 契約の単位	5
第7条 契約者回線の終端	5
第8条 アクセスデータ通信サービス区域	6
第9条 アクセスデータ通信サービス契約申込の方法	6
第10条 アクセスデータ通信サービス契約申込の承諾	6
第11条 最低利用期間	6
第12条 品目の変更	7
第12条の2 回線収容部の変更	7
第12条の3 削除	
第12条の4 削除	
第13条 利用の一時中断	7
第14条 利用権の譲渡	7
第15条 アクセスデータ通信サービス契約者が行うアクセスデータ通信 サービス契約の解除	7
第16条 当社が行うアクセスデータ通信サービス契約の解除	7
第17条 接続契約者回線等に係る契約解除等に伴うアクセスデータ通信 サービス契約の扱い	8
第18条 その他の提供条件	8
第4章 伝送用契約者回線群	8
第19条 伝送用契約者回線群の品目	8
第20条 伝送用契約者回線群の新設等	8
第21条 代表回線の指定	8
第22条 伝送用契約者回線群の廃止	8
第23条 伝送用契約者回線群の異経路	9
第5章 付加機能	9
第24条 付加機能の提供	9
第25条 削除	
第26条 付加機能の最低利用期間	9
第27条 付加機能の廃止	9
第6章 回線相互接続	9
第28条 当社又は他社の電気通信回線の接続	9
第29条 接続契約者回線の相互接続等	10

第30条 同上	10
第7章 利用中止等	10
第31条 利用中止	10
第32条 利用停止	10
第32条の2 接続休止	10
第8章 通信	11
第33条 通信利用の制限	11
第9章 料金等	11
第34条 料金及び工事に関する費用	11
第35条 利用料の支払義務	11
第36条 手続きに関する料金の支払義務	13
第37条 工事費の支払義務	13
第38条 設備費の支払義務	13
第39条 料金の計算方法等	13
第40条 割増金	13
第41条 延滞利息	13
第10章 保守	14
第42条 アクセスデータ通信サービス契約者の維持責任	14
第43条 アクセスデータ通信サービス契約者の切分責任	14
第44条 修理又は復旧の順位	14
第11章 損害賠償	15
第45条 責任の制限	15
第46条 免責	15
第12章 雑則	16
第47条 承諾の限界	16
第48条 利用に係るアクセスデータ通信サービス契約者の義務	16
第49条 アクセスデータ通信サービス契約者からの契約者回 線の設置場所の提供等	16
第50条 技術資料の閲覧	16
第50条の2 アクセスデータ通信サービス契約者からの通知	16
第50条の3 削除	16
第50条の4 削除	16
第50条の5 削除	17
第51条 法令に規定する事項	17
第51条の2 個人情報の取扱い	17
第52条 閲覧	17
別記	
1 アクセスデータ通信サービスの提供区間等	18
2 アクセスデータ通信サービスと接続することができる当社又は協定事 業者の電気通信サービス	18
3 協定事業者	18
3の2 削除	18
4 アクセスデータ通信サービス契約者の地位の承継	18
5 アクセスデータ通信サービス契約者の氏名等の変更	18
6 契約者回線の設置場所の提供等	18
7 契約者回線への自営端末設備の接続	19
8 自営端末設備に異常がある場合等の検査	19
9 契約者回線への自営電気通信設備の接続	19
10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	20

11 当社の維持責任	20
11の2 個人情報の開示	20
12 新聞社等の基準	20
13 技術資料の項目	21
料金表	
通則	22
第1表 料金	24
第1 利用料	24
第2 手続きに関する料金	40
第2表 工事に関する費用	41
第1 工事費	41
第2 設備費	43
附則	44

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このアクセスデータ通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりアクセスデータ通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 アクセスデータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、当社が指定する事業所と契約の申込者が指定する場所（当社のアクセスデータ通信サービス取扱所を除きます。）との間において符号の伝送交換を行うための電気通信設備
4 アクセスデータ通信サービス	アクセスデータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 アクセスデータ通信サービス取扱所	(1) アクセスデータ通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりアクセスデータ通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 アクセスデータ通信サービス契約	当社からアクセスデータ通信サービスの提供を受けるための契約
7 アクセスデータ通信サービス契約者	当社とアクセスデータ通信サービス契約を締結している者
8 契約者回線	アクセスデータ通信サービス契約に基づいてアクセスデータ通信サービス取扱所又はアクセスデータ通信サービス契約者の指定する構内（これに準ずる区域内を含みます。以下同じとします。）若しくは建物内に設置される電気通信設備とその電気通信設備のある構内又は建物内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線

9 接続契約者回線	別記2に掲げる当社の提供する電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信設備であって、アクセスデータ通信サービスに係る契約者回線と相互に接続（第28条（当社又は他社の電気通信回線の接続）に規定する接続を除きます。）するもの
10 サービス接続点	契約者回線と接続契約者回線との接続点
11 伝送用契約者回線群	複数の契約者回線が相互に通信を行うための電気通信設備
12 代表回線	伝送用契約者回線群に帰属する契約者回線のうち、伝送用契約者回線群の新設、変更又は廃止の手続き等を代表して行うもの
13 端末設備	電気通信回線の一端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	アクセスデータ通信サービス契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
17 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 アクセスデータ通信サービスの提供区間等

（アクセスデータ通信サービスの提供区間等）

第4条 当社のアクセスデータ通信サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するアクセスデータ通信サービス取扱所において、当社が別に定めるサービス接続点の所在場所を閲覧に供します。

3 サービス接続点の所在場所については、当社のアクセスデータ通信サービスに係る業務の遂行上の理由により、これを変更することがあります。

第3章 契約

（アクセスデータ通信サービスの品目）

第5条 アクセスデータ通信サービスには、料金表第1表第1（利用料）に規定する品目があります。

（契約の単位）

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のアクセスデータ通信サービス契約を締結します。この場合、アクセスデータ通信サービス契約者は1のアクセスデータ通信サービス契約につき1人に限ります。

（契約者回線の終端）

第7条 当社は、アクセスデータ通信サービス取扱所又はアクセスデータ通信サービス

契約者が指定した構内若しくは建物内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(アクセスデータ通信サービス区域)

第8条 当社は、料金表第1表第1(利用料)に定めるところによりアクセスデータ通信サービスを提供する区域を設定します。

2 当社は、アクセスデータ通信サービス区域を表示する図表をそのアクセスデータ通信サービス区域内の契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所において閲覧に供します。

(アクセスデータ通信サービス契約申込の方法)

第9条 アクセスデータ通信サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) アクセスデータ通信サービスの品目

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) 帰属する1の伝送用契約者回線群

(4) その他申込みの内容を特定するための事項

2 接続契約者回線と相互に接続する契約者回線に係る契約の申込みをするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) その契約者回線と相互に接続する接続契約者回線に係るサービスの種類及び品目等

(2) その契約者回線と相互に接続する接続契約者回線に係る終端の場所

(アクセスデータ通信サービス契約申込の承諾)

第10条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) そのアクセスデータ通信サービス契約の申込時に指定する伝送用契約者回線群が第20条(伝送用契約者回線群の新設等)各号のいずれかに該当するとき。

(2) アクセスデータ通信サービス契約の申込みをした者が、その申込時に指定する伝送用契約者回線群に係る代表回線の契約者と同一の者とならないとき。

(3) アクセスデータ通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) アクセスデータ通信サービス契約の申込みをした者がアクセスデータ通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) その他アクセスデータ通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、接続契約者回線と相互に接続する契約者回線に係る契約の申込みにあつては、前項の規定に加えアクセスデータ通信サービス契約の申込みをしたものが、その契約者回線と接続することとなる接続契約者回線について契約を締結している者と同一の者とならないときには、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

(最低利用期間)

第11条 アクセスデータ通信サービスには、料金表第1表第1(利用料)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、アクセスデータ通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 アクセスデータ通信サービス契約者は、前項の最低利用期間内にアクセスデータ通信サービス契約の解除又はアクセスデータ通信サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。

す。

(品目の変更)

第12条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者から請求があったときは、アクセスデータ通信サービスの品目の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（アクセスデータ通信サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第13条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者から請求があったときは、アクセスデータ通信サービスの利用の一時中断（そのアクセスデータ通信サービスに係る契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡)

第14条 利用権（アクセスデータ通信サービス契約者がアクセスデータ通信サービス契約に基づいてアクセスデータ通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとするものが、アクセスデータ通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲受人が、その契約者回線と接続される接続契約者回線の契約者と同一の者とならないとき。

(3) その契約者回線の帰属する伝送用契約者回線群に係るすべての契約者回線の利用権の譲渡を同時に行わないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、アクセスデータ通信サービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(アクセスデータ通信サービス契約者が行うアクセスデータ通信サービス契約の解除)

第15条 アクセスデータ通信サービス契約者は、アクセスデータ通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うアクセスデータ通信サービス契約の解除)

第16条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、そのアクセスデータ通信サービス契約を解除することがあります。

(1) 第32条（利用停止）の規定によりアクセスデータ通信サービスの利用を停止されたアクセスデータ通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合。

(2) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群が、第20条（伝送用契約者回線群の新設等）各号のいずれかに該当するとき。

(3) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群が廃止されたとき。

2 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者が第32条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、アクセスデータ通信サービスの利用停止をしないでそのアクセスデータ通信サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、技術的にアクセスデータ通信サービスに係る伝送用契約者回線群が設置できなくなったときは、その伝送用契約者回線群に係るアクセスデータ通信サービス契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、そのアクセスデータ通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめアクセスデータ通信サービス契約者にそのことを通知します。

(接続契約者回線等に係る契約解除等に伴うアクセスデータ通信サービス契約の扱い)

第17条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者からその契約者回線に接続する接続契約者回線について契約の解除又は種類等の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのアクセスデータ通信サービス契約を解除します。

ただし、次に掲げる場合にあつて、そのアクセスデータ通信サービス契約者からそのアクセスデータ通信サービス契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

(1) 接続契約者回線に係る契約の解除又は種類等の変更を行うと同時にその接続契約者回線に相当する電気通信回線に係る契約を締結した場合

(2) 接続契約者回線に係る契約の解除又は種類等の変更を行うと同時にその契約者回線に係る終端（サービス接続点となるものを除きます。）の場所を当社の指定するアクセスデータ通信サービス取扱所とした場合

2 前項に規定するほか、当社はアクセスデータ通信サービス契約者とその契約者回線に接続する接続契約者回線の契約者が同一でないことについてその事実を知ったときは、そのアクセスデータ通信サービス契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第18条 アクセスデータ通信サービス契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第4章 伝送用契約者回線群

(伝送用契約者回線群の品目)

第19条 伝送用契約者回線群には、料金表第1表第1（利用料）に規定する品目があります。

(伝送用契約者回線群の新設等)

第20条 伝送用契約者回線群は、アクセスデータ通信サービス契約の申込みをするときに限り、新設することができます。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) その伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線について、契約者が全て同一の者とならないとき。

(2) その伝送用契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(3) その他アクセスデータ通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(代表回線の指定)

第21条 前条に規定する伝送用契約者回線群の新設にあつて、アクセスデータ通信サービス契約の申込みをする者は、その伝送用契約者回線群に帰属する契約者回線の中から代表回線を指定していただきます。

2 代表回線を変更しようとするとき又は代表回線に係る契約の解除を行うときは、その伝送用契約者回線群に帰属する他の契約者回線の中から代表回線を指定していただきます。

(伝送用契約者回線群の廃止)

第22条 当社は次の場合には、伝送用契約者回線群を廃止します。

(1) 代表回線の契約者から、その伝送用契約者回線群の廃止の申出があったとき。

(2) 代表回線に係る契約の解除があったときに、代表回線の変更がないとき。

(3) その伝送用契約者回線群に係るアクセスデータ通信サービス契約者が、その伝送用契約者回線群に属する他の契約者回線の契約者と異なることとなったとき。

(伝送用契約者回線群の異経路)

第23条 当社は、次の場合を除き、代表回線の申込みをする者の請求に基づき、その伝送用契約者回線群を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

- (1) 異経路による伝送用契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) その他アクセスデータ通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第24条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表第1（利用料）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したアクセスデータ通信サービス契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術上著しく困難なとき。
- (3) その他アクセスデータ通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第25条 削除

(付加機能の最低利用期間)

第26条 当社が別に定める付加機能には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間については、料金表第1表第1（利用料）に定めるところによります。

(注) 本条第1項の当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第1に定める回線群二重化機能及びデュアルアクセス機能をいいます。

(付加機能の廃止)

第27条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているアクセスデータ通信サービス契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第1（利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第28条 アクセスデータ通信サービス契約者は、その契約者回線の終端（サービス接続点となるものを除きます。以下同じとします。）において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社若しくは当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(接続契約者回線の相互接続等)

第29条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約の申込みがあったときは、その接続契約者回線に係るサービス接続点において、指定のあった契約者回線との接続を行い

ます。

第30条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者から請求があったときは、その契約者回線に係るサービス接続点の現在の所在場所において、現在接続されている接続契約者回線以外の接続契約者回線への接続の変更（以下「接続契約者回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（アクセスデータ通信サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第7章 利用中止等

（利用中止）

第31条 当社は、次の場合には、そのアクセスデータ通信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。

(2) 第33条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりアクセスデータ通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをアクセスデータ通信サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第32条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのアクセスデータ通信サービスの料金その他の債務（そのアクセスデータ通信サービスの料金、工事に係る費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのアクセスデータ通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第48条（利用に係るアクセスデータ通信サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、アクセスデータ通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりアクセスデータ通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をアクセスデータ通信サービス契約者に通知します。

第8章 通信

（通信利用の制限）

第33条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がそれら

の機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、アクセスデータ通信サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

第9章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第34条 当社が提供するアクセスデータ通信サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料及び手続きに関する料金とします。

- 2 当社が提供するアクセスデータ通信サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するアクセスデータ通信サービスの態様に応じて、契約者回線使用料、伝送用契約者回線群使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

(利用料の支払義務)

第35条 アクセスデータ通信サービス契約者は、そのアクセスデータ通信サービス契約に基づいてアクセスデータ通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりアクセスデータ通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、アクセスデータ通信サービス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、アクセスデータ通信サービス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、アクセスデータ通信サービス契約者は、次の場合を除き、アクセスデータ通信サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 アクセスデータ通信サービス契約者の責めによらない理由により、そのアクセスデータ通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態（そのアクセスデータ通信サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのアクセスデータ通信サービスについての契約者回線使用料又は付加機能使用料</p>
<p>2 アクセスデータ通信サービス契約者の責めによらない理由により、1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信（同一設置場所内の契約者回線相互間の通信を除きます。以下この表において同じとします。）が全くできない状態が生じた場合（3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）の倍数である部分に限ります。）に対応するそのアクセスデータ通信サービスについての利用料</p>
<p>3 当社の故意又は重大な過失によりそのアクセスデータ通信サービス若しくは付加機能又は1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信を全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのアクセスデータ通信サービスについての契約者回線使用料又は付加機能使用料（1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信を全く利用できない状態が生じたときはその利用料とします。）</p>

3 前項の規定にかかわらず、利用料の取扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1以上の料金月（1の暦月の起算日（当社がアクセスデータ通信サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注) 本条第2項の表中第2欄に規定する別に定める付加機能は、料金表第1表第1（利用料）に定める回線群二重化機能をいいます。

(手続きに関する料金の支払義務)

第36条 アクセスデータ通信サービス契約者は、アクセスデータ通信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第37条 アクセスデータ通信サービス契約者は、アクセスデータ通信サービス契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのアクセスデータ通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、アクセスデータ通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第38条 アクセスデータ通信サービス契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、伝送用契約者回線群の設置等の工事の着手前にそのアクセスデータ通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、アクセスデータ通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第39条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第40条 アクセスデータ通信サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第41条 アクセスデータ通信サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第10章 保守

(アクセスデータ通信サービス契約者の維持責任)

第42条 アクセスデータ通信サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(アクセスデータ通信サービス契約者の切分責任)

第43条 アクセスデータ通信サービス契約者は、アクセスデータ通信サービスを利用することができなくなったときは、契約者回線に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、アクセスデータ通信サービス契約者から請求があったときは、当社は、アクセスデータ通信サービス取扱所において試験を行い、その結果をアクセスデータ通信サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、アクセスデータ通信サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、アクセスデータ通信サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第44条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第33条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第45条 当社は、アクセスデータ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責め

に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのアクセスデータ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）以上その状態が連続したときに限り、そのアクセスデータ通信サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

区 別	賠 償 す る 額
1 そのアクセスデータ通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態（そのアクセスデータ通信サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのアクセスデータ通信サービスについての契約者回線使用料又は付加機能使用料
2 1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信（同一設置場所内の契約者回線相互間の通信を除きます。）が全くできない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）の倍数である部分に限ります。）に対応するそのアクセスデータ通信サービスについての利用料

- 3 当社の故意又は重大な過失によりアクセスデータ通信サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第1項及び第2項に規定する別に定める付加機能は、料金表第1表第1（利用料）に定める回線群二重化機能をいいます。

（免責）

第46条 当社は、アクセスデータ通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、アクセスデータ通信サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（アクセスデータ通信サービス取扱所又はアクセスデータ通信サービス契約者が指定する場所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第47条 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等アクセスデータ通信サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るアクセスデータ通信サービス契約者の義務)

第48条 アクセスデータ通信サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がアクセスデータ通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がアクセスデータ通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社がアクセスデータ通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 アクセスデータ通信サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(アクセスデータ通信サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第49条 アクセスデータ通信サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(技術資料の閲覧)

第50条 当社は、当社が指定するアクセスデータ通信サービス取扱所において、アクセスデータ通信サービスを利用するうえで参考となる別記13の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(アクセスデータ通信サービス契約者からの通知)

第50条の2 アクセスデータ通信サービス契約者は、接続契約者回線について、第9条(アクセスデータ通信サービス契約申込の方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

(1) 接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継

(2) 接続契約者回線に係る契約の解除

(法令に規定する事項)

第51条 アクセスデータ通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めのある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11までに定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第51条の2 当社は、アクセスデータ通信サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記11の2及び当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第52条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 アクセスデータ通信サービスの提供区間等

アクセスデータ通信サービスの提供区間は、次に掲げる提供区間において提供します。

提 供 区 間
(1) 契約者回線の終端相互間
(2) 契約者回線の終端とサービス接続点との間

2 アクセスデータ通信サービスと接続することができる当社の電気通信サービス

アクセスデータ通信サービスと接続することができる電気通信サービスは以下の通りとします。

接続契約者回線に係るもの

接続することのできる電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
高速デジタル伝送サービス	専用契約	Universal Oneサービス契約約款（第8編）
I P-V P Nサービス	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
グローバル I P ネットワークサービス	グローバル I P ネットワークサービス契約	グローバル I P ネットワークサービス利用規約

3 削除

4 アクセスデータ通信サービス契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併によりアクセスデータ通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 アクセスデータ通信サービス契約者の氏名等の変更

(1) アクセスデータ通信サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

6 契約者回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線の終端のある構内又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、そのアクセスデータ通信サービス契約者から提供していただきます。

ただし、アクセスデータ通信サービス契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がアクセスデータ通信サービス契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、アクセスデータ通信サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) アクセスデータ通信サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 契約者回線への自営端末設備の接続

- (1) アクセスデータ通信サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) アクセスデータ通信サービス契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) アクセスデータ通信サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) アクセスデータ通信サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、アクセスデータ通信サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、アクセスデータ通信サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、アクセスデータ通信サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

9 契約者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) アクセスデータ通信サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備

を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて郵政大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) アクセスデータ通信サービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) アクセスデータ通信サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) アクセスデータ通信サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11の2 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払を要します。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13 技術資料の項目

- 1 物理的条件
- 2 電気的条件
- 3 光学的条件
- 4 論理的条件

料金表

通則

1 削除

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者がそのアクセスデータ通信サービス契約に基づき支払う利用料は料金月から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日アクセスデータ通信サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日アクセスデータ通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にアクセスデータ通信サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのアクセスデータ通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の利用料はその改定があった日から適用します。
 - (5) アクセスデータ通信サービスの品目（伝送用契約者回線群の品目を含みます。）の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (6) 第35条（利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料の日割は、暦日数により行います。この場合、第35条第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 6 第45条（責任の制限）第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、3および4の規定に準じて取り扱います。
(端数処理)
- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 8 アクセスデータ通信サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、契約事務を行うアクセスデータ通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金の一括後払い)
- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、アクセスデータ通信サービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、アクセスデータ通信サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 11に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 第35条(利用料の支払義務)から第38条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に規定された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のアクセスデータ通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金
 第1 利用料
 1 適用

区 分	内 容	
(1) アクセスデータ通信サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、アクセスデータ通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮してアクセスデータ通信サービス区域を設定します。	
(2) 削除		
(3) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。	
	(ア) 契約者回線に係るもの	
	品 目	内 容
イーサネット方式によるもの	10BASE-T	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インターフェースが10BASE-Tであるもの
	100BASE-TX	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インターフェースが100BASE-TXであるもの
	100BASE-FX	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インターフェースが100BASE-FXであるもの
	1000BASE-SX	最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SXであるもの
	1000BASE-LX	最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-LXであるもの
STM方式によるもの	50Mb/s	最大 44.736Mbit/s 又は 最大 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	150Mb/s	最大149.76Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	最大599.04Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2.4Gb/s	最大2396.16Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9.6Gb/s	最大9584.64Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Gb/s	最大38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="560 264 687 349">A T M方式によるもの</td> <td data-bbox="687 264 879 349">10Mb/s</td> <td data-bbox="879 264 1281 349">最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 349 687 434"></td> <td data-bbox="687 349 879 434">45Mb/s</td> <td data-bbox="879 349 1281 434">最大45.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 434 687 519"></td> <td data-bbox="687 434 879 519">135Mb/s</td> <td data-bbox="879 434 1281 519">最大134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 519 687 607"></td> <td data-bbox="687 519 879 607">600Mb/s</td> <td data-bbox="879 519 1281 607">最大599.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	A T M方式によるもの	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		45Mb/s	最大45.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		135Mb/s	最大134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの		600Mb/s	最大599.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																		
A T M方式によるもの	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																													
	45Mb/s	最大45.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																													
	135Mb/s	最大134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの																													
	600Mb/s	最大599.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																													
	<p>備考 アクセスデータ通信サービスのデータ交換方式については、I Pプロトコルによるものとします。ただし、アクセスデータ通信サービスの態様が、当社が別に定めるものである場合は、この限りではありません。</p>																														
	<p>(イ) 伝送用契約者回線群に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 846 687 898">品 目</th> <th colspan="2" data-bbox="687 846 1281 898">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 898 687 949">10Mb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 898 1281 949">最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 949 687 1001">50Mb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 949 1281 1001">最大48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1001 687 1052">100Mb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1001 1281 1052">最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1052 687 1104">150Mb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1052 1281 1104">最大149.76Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1104 687 1155">600Mb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1104 1281 1155">最大599.04Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1155 687 1207">1Gb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1155 1281 1207">最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1207 687 1258">2.4Gb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1207 1281 1258">最大2396.16Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1258 687 1310">9.6Gb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1258 1281 1310">最大9584.64Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1310 687 1361">40Gb/s</td> <td colspan="2" data-bbox="687 1310 1281 1361">最大38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容		10Mb/s	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの		50Mb/s	最大48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの		100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの		150Mb/s	最大149.76Mbit/sの符号伝送が可能なもの		600Mb/s	最大599.04Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの		2.4Gb/s	最大2396.16Mbit/sの符号伝送が可能なもの		9.6Gb/s	最大9584.64Mbit/sの符号伝送が可能なもの		40Gb/s	最大38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
品 目	内 容																														
10Mb/s	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
50Mb/s	最大48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
150Mb/s	最大149.76Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
600Mb/s	最大599.04Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
1Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
2.4Gb/s	最大2396.16Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
9.6Gb/s	最大9584.64Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
40Gb/s	最大38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの																														
(4) 伝送用契約者回線群使用料の適用	<p>ア 伝送用契約者回線群使用料は、その伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線につき1の適用とします。 イ 伝送用契約者回線群使用料は、代表回線の契約者に対し適用します。</p>																														
(5) 契約者回線の設置場所の区別に係る伝送用契約者回線群使用料の適用	<p>伝送用契約者回線群使用料には次の区別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 1581 772 1666">契約者回線の設置場所の区別</th> <th colspan="2" data-bbox="772 1581 1281 1666">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1666 772 1928">区分1</td> <td colspan="2" data-bbox="772 1666 1281 1928">(1) 当社が指定するアクセスデータ通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端と、申込者が指定する構内又は建物内（アクセスデータ通信サービス取扱所を除きます。以下同じとします。）に設置される契約者回線の終端との直線距離が1kmまでの場合</td> </tr> </tbody> </table>	契約者回線の設置場所の区別	内 容		区分1	(1) 当社が指定するアクセスデータ通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端と、申込者が指定する構内又は建物内（アクセスデータ通信サービス取扱所を除きます。以下同じとします。）に設置される契約者回線の終端との直線距離が1kmまでの場合																									
契約者回線の設置場所の区別	内 容																														
区分1	(1) 当社が指定するアクセスデータ通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端と、申込者が指定する構内又は建物内（アクセスデータ通信サービス取扱所を除きます。以下同じとします。）に設置される契約者回線の終端との直線距離が1kmまでの場合																														

		(2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が別に定める収容区域（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域をいいます。）内にある場合
	区分2	区分1以外の場合
(6) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア アクセスデータ通信サービスには、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アクセスデータ通信サービス契約者は、最低利用期間内に契約者回線若しくは伝送用契約者回線群の品目の変更、アクセスデータ通信サービス契約の解除（第16条（当社が行うアクセスデータ通信サービス契約の解除）第3項による場合を除きます。）又は伝送用契約者回線群の廃止があった場合は、変更前の利用料（2－3（付加機能使用料）を除きます。以下この欄において同じとします。）の額から、変更後の利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの場合に、アクセスデータ通信サービス契約の解除と同時にその契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において、契約者回線の新設を行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線に係る利用料を合算して行います。</p>	
(7) 契約者回線の終端がアクセスデータ通信サービス区域外にある場合の加算料の適用	<p>ア 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端がそのアクセスデータ通信サービス取扱所が所在するアクセスデータ通信サービス区域外となる場合の加算料は、伝送用契約者回線群のうち、そのアクセスデータ通信サービス取扱所が所在するアクセスデータ通信サービス区域を越える地点からアクセスデータ通信サービス契約者の指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。</p> <p>イ 申込者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める地域とします。</p>	
(8) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用	<p>当社は、アクセスデータ通信サービスについて、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。</p>	

ア 当社は、第10条（アクセスデータ通信サービス契約申込の承諾）の規定によりアクセスデータ通信サービスに係るアクセスデータ通信サービス契約申込の承諾をした場合において、当社とそのアクセスデータ通信サービスに係るアクセスデータ通信サービス契約者とがそのアクセスデータ通信サービスの提供の開始を合意した日（以下この表の(8)欄において「開通予定日」といいます。）に、アクセスデータ通信サービス契約者の責めによらない理由によりそのアクセスデータ通信サービスの提供を開始できなかった場合（別記1に係る区間において生じた場合に限り、開通予定日からアクセスデータ通信サービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(8)欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、そのアクセスデータ通信サービス契約に係る料金（以下この表の(ii)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。

イ 開通遅延返還料金額は、そのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した日におけるそのアクセスデータ通信サービスに係る契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(8)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(ii)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

	<p>(ア) (イ)以外の場合 そのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則3に規定する場合が生じたときは料金表通則3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限りま す。）の合計額（第35条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(12)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日とそのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した場合 そのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(9)欄から(11)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(9) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、アクセスデータ通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者にアクセスデータ通信サービスを提供する場合において、アクセスデータ通信サービス契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態（そのアクセスデータ通信サービス契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(9)欄において同じとします。）が別記1に係る区間において生じた場合であって、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第43条（アクセスデータ通信サービス契約者の切分責任）の規定により、そのアクセスデータ通信サービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、30分以上その状態が連続したときに限り、そのアクセスデータ通信サービス契約に係る料金（以下この表の(11)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、第31条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がアクセスデータ通信サービスの利用の中止をあらかじめそのアクセスデータ通信サービス契約者に通知したときは、この限りではありません。この場合において、そのアクセスデータ通信サービス契約に係る料金については、第35条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限りま す。）を適用します。</p>

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第35条第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限りません。）は適用しません。

ただし、エに掲げる料金額以外のそのアクセスデータ通信サービスに係る料金額については、第35条第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限りません。）を適用します。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限りません。）が生じたときは、当社は、第35条第2項第3号の規定（表の3欄に係るものに限りません。）を適用します。

エ 当社は、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、次に定める料金額（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(9)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

（ア） アクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が契約者回線に係る区間において生じた場合
契約者回線使用料

（イ） アクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が伝送用契約者回線群に係る区間において生じた場合
契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料

オ アの場合において、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(11)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

	<p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則3に規定する場合は生じたときは料金表通則3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第35条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(12)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月がアクセスデータ通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日はそのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>キ アの場合において、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（カの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>ク この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄、(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(10) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、アクセスデータ通信サービスについて、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者（付加機能（故障通知機能に限ります。）の提供を受けている者に限ります。）の責めによらない理由によりそのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることをアクセスデータ通信サービス契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、そのアクセスデータ通信サービス契約に係る料金（以下この表の(11)欄まで「故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。 ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第31条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がアクセスデータ通信サービスの利用の中止をあらかじめそのアクセスデータ通信サービス契約者に通知したとき。</p>

(イ) アクセスデータ通信サービス契約者の責めによらない理由によりそのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に第43条（アクセスデータ通信サービス契約者の切分責任）の規定によりそのアクセスデータ通信サービス契約者が当社に修理の請求をしたとき。

(ウ) 当社の責めによらない理由により、アクセスデータ通信サービス契約者が指定した連絡先に通知できないとき。

イ 故障通知返還料金額は、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が発生した時点における、次に定める料金額（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(10)欄において「故障通知返還基準額」といいます。）に3%を乗じて得た額とします。

(ア) アクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が契約者回線に係る区間において生じた場合
契約者回線使用料

(イ) アクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が伝送用契約者回線群に係る区間において生じた場合
契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料

ウ イの場合において、返還する故障通知返還料金額は次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(11)欄まで「故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月に係る料金額（故障通知返還基準額に係るもの（料金表通則3に規定する場合は生じたときは料金表通則3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第35条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(12)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) その料金月がアクセスデータ通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

エ 当社は、アの規定による料金の返還が1の料金月(ウの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、それぞれの故障通知返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障通知返還料金額の合計額が故障通知返還上限額を超える場合においては、当社は、故障通知返還上限額を返還します。

	<p>オ この表の(10)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄、(9)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障通知返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>		
<p>(11) サービス品質（回線累積故障時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、アクセスデータ通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者にアクセスデータ通信サービスを提供する場合において、アクセスデータ通信サービス契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じた場合であって、回線稼働率（そのアクセスデータ通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第43条（アクセスデータ通信サービス契約者の切分責任）の規定により、そのアクセスデータ通信サービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表の(11)欄において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(11)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（そのアクセスデータ通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表の(11)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(11)欄において同じとします。）が99.9%を下回ったときに限り、そのアクセスデータ通信サービス契約に係る料金（以下この表の(11)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、第31条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がアクセスデータ通信サービスの利用の中止をあらかじめそのアクセスデータ通信サービス契約者に通知したときは、この限りではありません。</p> <p>イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における料金額（そのアクセスデータ通信サービスに係る契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は適用した後の額とし、料金表通則3に規定する場合は生じたときは料金表通則3及び4の規定に基づき算出した額とします。））に限り、その合計額（第35条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(12)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(11)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1912 1278 1966"> <tr> <td data-bbox="555 1912 1023 1966">回線稼働率</td> <td data-bbox="1023 1912 1278 1966">料金返還率</td> </tr> </table>	回線稼働率	料金返還率
回線稼働率	料金返還率		

99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

ウ この表の(8)欄から(11)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、故障通知返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還上限額、故障通知返還上限額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額（以下この表の(11)欄において「返還上限額」といいます。）を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

エ 当社は、この表の(8)欄から(11)欄までに規定するサービス品質に係る料金の適用について、その適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、この表の(8)欄から(11)欄までの規定を適用しません。この場合、そのアクセスデータ通信サービスに係る料金の支払義務については、第35条第2項第3号の表の1欄又は2欄の規定を適用します。

(12) 長期継続利用に係る利用料の適用

ア 当社は、アクセスデータ通信サービス契約者からそのアクセスデータ通信サービス契約について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における利用料（2-3（付加機能使用料）を除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）に規定する利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	利用料の減額（月額）
A 3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料の額に0.07を乗じて得た額
B 6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（アクセスデータ通信サービス契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのアクセスデータ通信サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及びアクセスデータ通信サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係るアクセスデータ通信サービス契約について、そのアクセスデータ通信サービス契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係るアクセスデータ通信サービス契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係るアクセスデータ通信サービス契約者は、長期継続利用期間の満了前に契約者回線又は伝送用契約者回線群の品目の変更、アクセスデータ通信サービス契約の解除又は伝送用契約者回線群の廃止によりそのアクセスデータ通信サービス契約に係る利用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 利用料が減少した場合	残余の期間に対応する利用料の差額（減少前の利用料から減少後の利用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料に0.35を乗じて得た額

ケ クの場合に、アクセスデータ通信サービス契約の解除と同時にその契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において、契約者回線の新設を行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線に係る利用料を合算して行います。

2 料金額

2-1 契約者回線使用料

1の契約者回線ごとに

品	目	料金額 (月額)
イーサネット方式によるもの	10BASE-T	5,000円 (5,400円)
	100BASE-TX	10,000円 (10,800円)
	100BASE-FX	15,000円 (16,200円)
	1000BASE-SX	35,000円 (37,800円)
	1000BASE-LX	50,000円 (54,000円)
S T M方式によるもの	50Mb/s	20,000円 (21,600円)
	150Mb/s	50,000円 (54,000円)
	600Mb/s	70,000円 (75,600円)
	2.4Gb/s	180,000円 (194,400円)
	9.6Gb/s	300,000円 (324,000円)
	40Gb/s	600,000円 (648,000円)
A T M方式によるもの	10Mb/s	5,000円 (5,400円)
	45Mb/s	20,000円 (21,600円)
	135Mb/s	50,000円 (54,000円)
	600Mb/s	70,000円 (75,600円)

2-2 伝送用契約者回線群使用料

(1) 基本料

1の伝送用契約者回線群ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	
	区 分 1	区 分 2
10Mb/s	110,000円 (118,800円)	—
50Mb/s	260,000円 (280,800円)	520,000円 (561,600円)
100Mb/s	350,000円 (378,000円)	700,000円 (756,000円)
150Mb/s	400,000円 (432,000円)	800,000円 (864,000円)
600Mb/s	750,000円 (810,000円)	1,500,000円 (1,620,000円)
1Gb/s	900,000円 (972,000円)	1,800,000円 (1,944,000円)
2.4Gb/s	1,500,000円 (1,620,000円)	3,000,000円 (3,240,000円)
9.6Gb/s	2,100,000円 (2,268,000円)	4,200,000円 (4,536,000円)
40Gb/s	4,000,000円 (4,320,000円)	8,000,000円 (8,640,000円)
備考 10Mb/sの品目については、区分2においては提供しません。		

(2) 加算料

1の伝送用契約者回線群につき区域外線路100mまでごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
区域外線路	4,000円 (4,320円)

2-3 付加機能使用料

(1) スタティックルーティング機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
伝送用契約者回線群において、あらかじめ固定的に設定された経路に従ってIPパケットを転送する機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	—

(2) IPアドレス変換機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
伝送用契約者回線群において、アクセスデータ通信サービス契約者の利用するIPアドレスと、インターネットにおいて一意に定まるIPアドレスとを相互に変換する機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	1,000円 (1,080円)

(3) DHCP機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
伝送用契約者回線群において、IPアドレスを自営端末設備に自動的に割り当てる機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	1,000円 (1,080円)

(4) パケットフィルタリング機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
伝送用契約者回線群において、アクセスデータ通信サービス契約者が指定する通信の受信又は送信を制限する機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	1,000円 (1,080円)

(5) ダイナミックルーティング機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
伝送用契約者回線群において、自動的に設定された経路に従ってIPパケットを転送する機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	1,000円 (1,080円)

(6) 回線群二重化機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
伝送用契約者回線群を二重化し、伝送用契約者回線群に重大な障害が生じ、その伝送用契約者回線群に係る全ての通信に著しい支障が生じた場合に、伝送用契約者回線群を切り替える機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	別に算定する実費
備考	1 予備回線群（二重化を行うために新たに設置する伝送用契約者回線群をいいます。以下同じとします。）の符号伝送速度は、その伝送用契約者回線群と同等のものとします。 2 その伝送用契約者回線群の品目の変更があったときは、予備回線群の符号伝送速度が伝送用契約者回線群と同等になるよう、変更するものとします。この場合、付加機能使用料の料金額を再算定します。	

- 3 伝送用契約者回線群の廃止があったときは、この機能は廃止します。
- 4 この機能には、最低利用期間があります。
- 5 前項の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 6 この機能の契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止又は伝送用契約者回線群の廃止もしくは品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から、変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

(7) デュアルアクセス機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
アクセス回線 (伝送用契約者回線群の一部及びその伝送用契約者回線群に帰属する1の契約者回線をいいます。以下同じとします。)を二重化し、アクセス回線に重大な障害が生じ、そのアクセス回線に係る全ての通信に著しい支障が生じた場合に、アクセス回線を予備回線 (二重化を行うために新たに設置するアクセス回線をいいます。以下同じとします。)に切り替える機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	別に算定する実費
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 予備回線の符号伝送速度は、アクセス回線と同等のものとします。 2 アクセス回線に係る品目の変更があったときは、予備回線の符号伝送速度も同等になるよう、変更するものとします。この場合、付加機能使用料の料金額を再算定します。 3 アクセス回線に係る伝送用契約者回線群の品目が10Mb/s又は100Mb/sに係るものに限り提供します。 4 アクセス回線の廃止があったときは、この機能は廃止します。 5 この機能には、最低利用期間があります。 6 前項の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。 7 この機能の契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止又はアクセス回線の廃止もしくは品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から、変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 8 アクセス回線に係る伝送用契約者回線群に接続契約者回線と相互に接続する契約者回線がある場合は、この機能を提供しません。 	

(8) 故障通知機能

区 分	単 位	料金額
契約者回線又は伝送用契約者回線群について、故障が検知された場合、アクセスデータ通信サービス契約者が予め指定した連絡先に通知することができるようにする機能	—	—

備考	<ol style="list-style-type: none">1 アクセスデータ通信サービス契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。2 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。3 1及び2に規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
----	--

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容			
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料
種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金			

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1のアクセスデータ通信サービス契約ごとに	800円（864円）

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容												
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費、付加機能に関する工事費、回線終端装置等工事費及び屋内配線工事費を合計して算定します。												
(2) 契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費、付加機能に関する工事費、回線終端装置等工事費及び屋内配線工事費	<p>契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費、付加機能に関する工事費、回線終端装置等工事費及び屋内配線工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線工事費</td> <td>契約者回線に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 伝送用契約者回線群工事費</td> <td>伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 付加機能に関する工事費</td> <td>付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線終端装置等工事費</td> <td>回線終端装置等に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 屋内配線工事費</td> <td>屋内配線に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) 伝送用契約者回線群工事費及び付加機能に関する工事費のうち伝送用契約者回線群に係るものについては、代表回線の契約者が支払っていただきます。 (2) 付加機能に関する工事をを行う場合は、契約者回線又は伝送用契約者回線群の新設と同時に行う場合を除いて、契約者回線工事費及び伝送用契約者回線群工事費の支払いを要しません。</p>	区 分	適 用	ア 契約者回線工事費	契約者回線に関する工事を要する場合に適用します。	イ 伝送用契約者回線群工事費	伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。	ウ 付加機能に関する工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。	エ 回線終端装置等工事費	回線終端装置等に関する工事を要する場合に適用します。	オ 屋内配線工事費	屋内配線に関する工事を要する場合に適用します。
区 分	適 用												
ア 契約者回線工事費	契約者回線に関する工事を要する場合に適用します。												
イ 伝送用契約者回線群工事費	伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。												
ウ 付加機能に関する工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。												
エ 回線終端装置等工事費	回線終端装置等に関する工事を要する場合に適用します。												
オ 屋内配線工事費	屋内配線に関する工事を要する場合に適用します。												
(3) 割増工事費の適用	<p>当社は、アクセスデータ通信サービス契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額								
工事を施工する時間	割増工事費の額												
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額												

(4) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
--------------	--

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置、伝送用契約者回線群の設置、品目の変更、接続契約者回線との接続、接続契約者回線接続変更、移転、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更、回線終端装置等の設置又は屋内配線の設置に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 契約者回線工事費	ア イ以外の場合	1の契約者回線ごとに 別に算定する実費
	イ アクセスデータ通信サービス取扱所における工事のみの場合	1の契約者回線に係る工事ごとに 10,300円 (11,124円)
(2) 伝送用契約者回線群工事費	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに	2,000円 (2,160円)
(3) 付加機能に関する工事費	スタティックルーティング機能	1の伝送用契約者回線群につき1経路の設定ごとに 1,000円 (1,080円)
	I Pアドレス変換機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 1,000円 (1,080円)
	D H C P機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 1,000円 (1,080円)
	パケットフィルタリング機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 1,000円 (1,080円)
	ダイナミックルーティング機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 1,000円 (1,080円)
	回線群二重化機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 別に算定する実費
	デュアルアクセス機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 別に算定する実費
(4) 回線終端装置等工事費		別に算定する実費
(5) 屋内配線工事費	ア 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに 16,300円 (17,604円)
	イ 既設配線を利用する場合	1配線ごとに 9,600円 (10,368円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するアクセスデータ通信サービス取扱所において閲覧に供します。		

2-2 契約者回線、伝送用契約者回線群及び付加機能の利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 契約者回線工事費	1 の契約者回線に係る工事ごとに 2,000円 (2,160円)
	イ 伝送用契約者回線群工事費	1 の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 1,000円 (1,080円)
	ウ 付加機能に関する工事費	1 の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに 1,000円 (1,080円)
(2) 再利用の工事		2-1 の工事費と同額

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、異経路による伝送用契約者回線群の部分について適用します。

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
設備費	別に算定する実費

附 則

この約款は、平成13年4月27日から実施します。

附 則（平成13年5月25日経企第409-1号）

この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

附 則（平成13年5月30日経企第408号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年8月9日経企第847号）

この改正規定は、平成13年8月16日から実施します。

附 則（平成13年9月27日経企第1162号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年9月27日から実施します。
- 2 1の規定にかかわらず、料金表第1表第1の1（適用）の表の(6)欄の規定については、平成13年9月27日から起算して3か月の間で当社が別に定める日から実施します。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

アクセスデータ通信サービス契約	アクセスデータ通信サービス約款タイプ1に係るもの
-----------------	--------------------------

- 4 この附則の3の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとしします。

附 則（平成14年2月12日経企第2184号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年2月21日から実施します。

附 則（平成14年3月18日経企第2458号）

この改正規定は、平成14年4月9日から実施します。

附 則（平成14年3月19日経企第2468号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年3月29日より実施します。

附 則（平成14年6月24日経企第527号）

この改正規定は、平成14年6月28日から実施します。

附 則（平成14年9月6日経企第887号）

この改正規定は、平成14年9月13日から実施します。

附 則（平成14年9月13日経企第915号）

この改正規定は、平成14年9月20日から実施します。

附 則（平成14年12月9日経企第1109号）

この改正規定は、平成14年12月9日より実施します。

附 則（平成15年2月10日経企第1271号）

この改正規定は、平成15年2月25日より実施します。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日より実施します。

附 則（平成17年3月25日US第1964号）

この改正規定は、平成17年4月1日より実施します。

附 則（平成18年3月24日US第1834号）

この改正規定は、平成18年3月31日より実施します。

附 則（平成18年9月26日US第942号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年1月29日US第1583号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年5月30日US第700403号）

（実施期日）

この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

附 則（平成20年7月30日US第800770号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料および工事費の適用については、次のとおりとしします。
 - (1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの
 - ア 平成20年7月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの
 - イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）
 - (2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの
 - ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
 - イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社意思表示が明確であるもの
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年6月23日US第900556号）

（実施期日）

この改正規定は、平成21年6月25日から実施します。

附 則（平成22年6月28日BNSネサ第000053号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

附 則（平成22年9月24日BNSネサ第000124号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成23年1月28日 B N S ネサ第000210号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

アクセスデータ通信サービス契約 タイプ1	アクセスデータ通信サービス契約
-------------------------	-----------------

附 則 (平成24年2月29日 N S ク第100161号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の時刻から起算してアクセスデータ通信サービスを全く利用できない状態が連続している場合については、当社は、料金表第1表第1の1 (適用) の(9)欄から(11)欄までの規定を適用しません。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社がアクセスデータ通信サービスの申込みを承諾した場合であって、アクセスデータ通信サービスの提供を開始していないときは、当社は、料金表第1表第1の1 (適用) の(8)欄の規定を適用しません。

附 則 (平成25年4月26日 N S ク第300023号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 4 B N S ネサ第000124号 (平成22年9月24日) の附則の2を平成25年5月1日をもって削除します。

附 則 (平成25年11月22日 N S ク第300210号)

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則 (平成26年3月25日 N S ク第300337号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成27年12月24日NSク第500320号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。